

次世代育成支援検討委員会（第5回） 議事概要

日 時：平成 21 年 10 月 9 日（火）18：00～20：00

場 所：都庁第一本庁舎 33 階特別会議室 S6

出席委員数：8名

1. 委員配布資料の紹介

- ・ 松田委員資料

松田委員ご提出資料と、関連資料として、東京都の事業である「母と子の健康相談室」、思春期から更年期までの女性の体と心の相談、「東京都女性のための健康ホットライン」の紹介を配布した。

2. 議事

（1）東京都の社会的養護の現状と取組（資料 1～4）

- ・ 家庭的養護の割合が 25.3 ということで、4 分の 1 だが、この中にファミリー ホームは入っているのか。（柏女委員長）
→入っている。これは、20 年度の数字なので、当時は、養育家庭の 1 類型の 形として、東京都のファミリーホームとして養育家庭 434 の中に入っている。 （事務局）
- ・ 社会的養護のキャパシティがいっぱいのようだが、今後の整備の見通しとして、 例えば 5 年後にどの程度まで増やすのか、あるいは子どもの数が減少するので 減るようになるのか、そのあたりの見通しはついているのか。（柏女委員長）
→今後の推移について色々と試算はしているが、様々な要素が絡む問題なので、 まだ、議論している段階である。（事務局）
- ・ 議論においては、施設入所の子どもの増加数や虐待の発生件数の動向などを勘 案して決めていくのか。（柏女委員長）
→そうである。特に、直近では、若干減るなど高止まりをしている状態で、こ の状況をどう見ていくのかが、議論になるところでもある。（事務局）
- ・ 社会的養護の需要は、子どもの数にかかわらず、増加し、深刻化しているの ではないか。社会的養護において重要な位置を占める児童相談所について、区へ の移管ということは、今後 5 年間はないと考えてよいのか。（伊藤委員）
→事務の移管については、特別区の規模の差も大きいことから、人口 50 万人 規模の特別区を標準として、どのような配分が適切かを検討している。人口 50 万人ならば、児童相談所というのは十分担い得るのではないかという考 え方があり、特別区からも同様の意見がある。まずは、規模別に議論するとい う前提条件がこの 5 年間でクリアになるかどうかが課題である。（事務局）
- ・ 例えば、人口 50 万以上の特別区では、今、児童相談所を設置することができ

るのか。(柏女委員長)

→特別区で児童相談所を設置するならば、現状では、政令の改正が必要である。厚労省では、一定の行政水準に達している自治体で希望があれば、個別に協議に応じると言っているが。(事務局)

- ・政令改正さえすれば設置はできるということか。今、政令改正で設置しているのが、横須賀と金沢の2ヶ所か。

→そのとおりである。(事務局)

- ・先日、児童擁護施設の施設長に聞いた話だが、施設では18歳までしか支援できないというのは本当か。18歳と同時に、自分でアパートを借りて、働いていといふという問題に直面し、支援は民間に頼っている状況だというが。

→児童福祉法上は、20歳未満で、18歳を超えても20歳までは支援できる。

自立援助ホームについては、今回の児童福祉法の改正で、18歳を超えても20歳未満は使える。具体的な支援については、まだ手探りである。18歳までに自立させるという方向性は変わらないが。(事務局)

- ・東京都の方向性は間違っていないと考える。全国に比べ、かなり家庭的養護が進んでいることは、積極的に評価していきたい。専門的なケアを必要とする子どもへの支援など、様々な課題はあり、一歩一歩進めてもらいたい。この部分については、事務局で策定を進めてもらい、一定の時期にまた検討会に報告いただくということでお願いする。(柏女委員長)

(2) 児童家庭相談支援体制について：事務局説明（資料5～12）

松田委員説明：社会的養護と虐待対応の取組について

- ・世田谷の要保護の協議会に入っている。専門職の集まりでない地域のネットワークが参加するのは珍しい。世田谷区は前向きに地域の支援グループを入れてくれている。現在は社会的養護の対象になっていないが、潜在的な要支援家庭の人たちが多いと感じる。児童数が減っていても、養護施設等のニーズは減らないのではないか。予防とアウトリーチで、拾い上げてカバーすることが大事である。ケースになったときに地域から阻害されないというのは、どこか（都、児童相談所、区市町村等）に繋いだことで、地域が安心してしまわず、普通の生活の中でどう関わっていくのかが課題である。早期発見のさらに前段階の予防を地域ベース（地縁や町会などのボランタリーなネットワーク、親の見守り合い等）で支えていくことが必要。そうできる地域の力をどう育むかが課題。子ども家庭支援センターのあり方をもう一度考える必要がある。児童福祉士やコミュニティソーシャルワーカーの配置などができるとよい。できれば、産前産後など、スタートの時点に手厚い支援があるとよい。先の見通しを自分で考えて、自分の子育てを組み立てられ、必要な時に「助けて」と言えるようになるとよい。若年層の妊娠への対応も重要。東京の課題として、他県から多くの

人が来て、孤立している人が多いので、地域の支援体制の中に若者を入れて、何かの形で関われるきっかけを作ることで、若年層の望まない妊娠や胎児からの虐待なども減るのではないか。（松田委員）

- ・虐待を見つけた場合、一般市民としてどのように通報したらよいのかわからない。早合点したらどうしようなど不安がある。どのように対応したらよいかPRする方法などがないか。

→疑いという段階で通報して構わない。子ども家庭支援センターがいちばん身近でよい。誰から通報があったなどの情報はでないので、気になったら連絡をいただけないとよい。啓蒙としては、11月が虐待防止月間であり、児童相談所から積極的に区市町村にも働きかけて取組を進める。（事務局）

- ・通報ではなく、通告。通報だとハードルが高くなる。通報ではないことも周知する必要がある。（松田委員）
- ・PTAや学校にも、通告についての話はある。現場の課題としては、通告して、児童相談所に保護され、戻ってきた後の問題がある。再発しても、もう周りもあきらめてしまい、再通告できない。不登校になるなど、もっと家庭がみえなくなる。子どもを家庭に帰す時の基準や、帰った後の継続的な見守りはどうなっているのか。

→施設に入った後、地域に帰るに当たって、十分な対応ができていない面はある。昨年、「保護者援助ガイドライン」が国から出された。都もガイドラインを作った。施設に入っているときから、地域への働きかけをしていくという内容。現場ではなかなか対応が難しいとは思うが。（事務局）

- ・通告義務が出てきたときには、浸透したが、忘れられてきている部分もあるのではないか。相談のルートや、間違っても構わないというようなガイドラインを再度アピールしてもらうことが大事ではないか。（柊澤委員）
- ・東京都は全国統一ダイヤルには入っているのか。（入っている）これもPRするとよい。（柏女委員長）
- ・現場の職員や里親など、大変なところを担っている人の声をどのように汲み上げているのか。（松田委員）

→計画を立てることに限らず、毎年、定例的に意見を聞く場がある。児童相談所ごとに、養育家庭の会などで、直接的支援も行っている。（事務局）

- ・地域からは、里親が見えない。地域の子育ての生活のネットワークが里親の人たちにあるのか、地域の中で里親が孤立しないような取組を進めていただきたい。（松田委員）
- ・全国里親会でも、その議論があった。市の様々な支援を里親も利用できるのだが、里親は児童相談所という社会的養護の世界の中だけで完結してしまっている。里親支援機関も、都が委託する形になっているが、市町村がするとか、市町村からNPOに委託するというような制度改正も必要ではないか。（柏女委員長）

→都は、平成 14 年に家庭的養育の充実をはかり、児童相談所を中心とした里親支援に転換したが、区市町村でどれだけ認知されたかという反省がある。各区市町村に養育家庭担当の窓口をお願いし、体験発表会も行っている。今後、さらなる努力をしたい。(事務局)

- ・ 地域の担い手として、民生児童委員がいるが、高齢者など様々な仕事で手一杯で、負担が多いのではないか。(終澤委員)
- ・ 民生委員の立場から言えば、大変だが、きちんと取り組んでいる。このところ、虐待ケースが多く、死亡事故にならないようにということで、見守りをするというのは大変なことである。主任児童委員と児童委員が連携を取りながら、行っている。一番難しいのは、学校に行っていない小さな子どもの問題である。(横畠委員)

→所管の生活福祉部で、民生児童委員の業務について、1年間検討した。今回、一定の整理をして、本来民生児童委員が取り組むべき仕事を報告している。手元に資料がないが。(事務局)

- ・ 子育て家庭の在宅支援をするときに必要なのは、生活を整えるための支援。都の事業にするのは難しいかもしれないが、「今日」といたら「行くよ」というようなスピード性や多様性のある支援が欲しい。父子家庭がネグレクトにならないために必要な支援は、結局家事支援など家庭の生活を支えるような支援。しかし、現実にはないので、民生委員が頼られて、見守りと言いながら、こうした支援が入ってきてしまう。地域の中で、あつたらしいいな、というものは、気づいた人がなんとなくやっている場合もあるので、コーディネーターーやワーカーが知っているとよい。(松田委員)
- ・ 急なときに、すぐに使えるというのが大事である。母子家庭や父子家庭の方が預かって欲しいときにすぐに預かれるようなシステム、朝急に頼める病児保育、ファミサポが数日預かれる形でのショートステイなど。実際には、制度の使い勝手の悪さやすき間にに対応している現実もあるので、そこに手が届くシステムをどう作るかが大事。(柏女委員長)
- ・ 松田委員の若年層の妊娠への対応として、「助けてと言える人になる」というのは、よい表現である。問題が起こる前に地域と何らかの接点を持てる仕組みや仕掛けが非常に大事。地域の人が、どこにどのような人がいるかを知っているというような日常的な関わりが、大規模災害などにおいても、重要な課題である。(高橋委員)
- ・ 要保護児童対策地域協議会の実務者会議の開催回数にかなりのばらつきがある。個別検討会議は多くあってよいが、実務者会議は、月に1回程度で体制をしっかりと作れないか。子ども家庭支援センターが、子育てひろばとは違う独自の役割を担って、ひとり親や要支援家庭の出会いの場やサポートの場、セルフヘルプグループなどに優先的に取り組めないか。保育職以外の専門職の必要性もあるのではないか。松田委員の資料にある若年の妊娠に伴うネットカフェ

などでの事件は、どこかでキャッチされているのか。(柏女委員長)

→子ども家庭支援センターは、検証部会の中でも、地域の中でセンターが周知されているか、地域の状況に応じた支援などについて検討を始めている。
(事務局)

3. 今後の予定等

- ・ 次回に向けて、これまでいただいた意見を反映させ、全体像を提示できるよう準備を進めていきたい。具体的な数値目標は、どこまで書き込めるか、まだ現段階では見えていない。次回（第6回）の後、11月後半または末から、パブリックコメントの募集作業に入り、第7回を年明けにもう一度開催させていただき、最終的な案をお示ししたい。
- ・ パブリックコメントを広く周知して、コメントを集めるようにしていただきたい。世田谷では、新聞折込にはがきをつけて、出せるようにした。それくらいできれば。(松田委員)
→工夫したい。(事務局)



区市町村要保護児童対策地域協議会の活動内容(平成20年度実績)

(「平成20年度 市区町村児童家庭相談業務及び要保護児童対策地域協議会等に関する調査」(厚生労働省)より)

区市町村名	公示日	代表者会議	実務者会議	個別ケース 検討会議
千代田区	H18.10.1	1	1	14
中央区	H19.12.1	1	4	12
港区	H18.7.3	1	5	18
新宿区	H17.7.1	2	5	67
文京区	H19.12.1	1	10	19
台東区	H19.1.1	1	12	137
墨田区	H18.11.1	1	2	35
江東区	H18.3.28	1	4	75
品川区	H18.7.13	1	13	13
目黒区	H18.7.1	1	5	29
大田区	H19.2.21	2	8	123
世田谷	H18.3.31	17	24	191
渋谷区	H17.5.9	1	14	51
中野区	H17.6.1	2	3	146
杉並区	H17.12.14	2	2	159
豊島区	H17.4.1	1	5	218
北区	H19.1.25	1	1	40
荒川区	H19.3.1	1	3	38
板橋区	H19.10.18	1	2	27
練馬区	H19.3.1	2	3	162
足立区	H17.5.13	1	7	70
葛飾区	H18.4.1	1	23	31
江戸川区	H17.11.2	2	2	45
八王子市	H18.6.26	1	2	171
立川市	H18.8.1	1	4	49
武蔵野市	H17.11.21	1	1	78
三鷹市	H18.3.1	1	6	64
青梅市	H18.7.14	2	4	39
府中市	H18.6.28	2	4	90
昭島市	H18.3.1	2	4	55
調布市	H19.2.9	2	4	111

区市町村名	公示日	代表者会議	実務者会議	個別ケース 検討会議
町田市	H18.4.3	2	48	55
小金井市	H19.10.1	1	3	43
小平市	H19.7.19	1	3	52
日野市	H18.4.1	2	3	37
東村山市	H19.2.28	1	3	64
国分寺市	H19.2.5	0	3	51
国立市	H19.3.30	1	3	9
福生市	H20.1.1	1	4	53
狛江市	H18.7.1	1	2	98
東大和市	H20.2.1	2	4	44
清瀬市	H19.1.9	1	4	16
東久留米市	H20.3.10	3	3	54
武蔵村山市	H20.3.26	1	1	26
多摩市	H18.5.1	3	3	145
稲城市	H19.4.1	1	2	8
羽村市	H18.10.31	1	3	15
あきる野市	H19.5.29	2	0	4
西東京市	H19.4.1	1	4	84
瑞穂町	H20.2.1	1	2	3
日の出町	H19.12.28	1	0	5
檜原村	H20.3.31	0	0	3
奥多摩町	H20.3.11	0	0	0
大島町	H18.4.1	1	4	16
利島村	(H22.3 設置予定)			
新島村	H20.2.13	1	2	3
神津島村	H20.7.1	1	11	2
三宅村	(H21.10 設置予定)			
御嶽島村	(21年度中に虐待防止ネットワークを設置予定)			
八丈町	H20.3.11	1	13	0
青ヶ島村	(21年度中に虐待防止ネットワークを設置予定)			
小笠原村	H20.3.28	1	1	0

区市町村要保護児童対策地域協議会の実施状況

平成21年9月末現在

区市町村	会長	協議会の構造
千代田区	児童福祉主管部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議
中央区	児童福祉主管部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議
港区	児童福祉主管課長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議
新宿区	児童福祉主管部長級	>代表者会議 >部会(3部会制)一虐待防止部会(子どもも家庭支援センター)、児童支援部会(児童センター)、学校サポータ部会(教育指導課) >サポートチーム会議
文京区	児童福祉主管部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議
台東区	児童福祉主管部長級	>代表者会議 >実務者会議 >関係者会議
墨田区	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務者会議(分科会あり) >個別ケース検討会議
江東区	児童福祉主管部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議
品川区	児童福祉主管部長級	>全体会 >地域分科会(13ブロックに地域を分けて実施) >関係者ケース会議
目黒区	助役	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議
大田区	助役	>代表者会議 >実務者会議(4地域に分けて実施) >ケース会議
世田谷区	児童福祉主管部長級 (全区協議会)	>【代表者会議】全区協議会 ・実務担当者会議→アーマ別部会、進行管理部会(全体会) 【実務者会議】地域協議会 ・世田谷・北沢・玉川・荒山(総合支所毎) ・業務担当者会→アーマ別部会、進行管理部会 ・個別ケア会議
渋谷区	児童福祉主管部長級	>協議会(代表者会議) >専門部会 >ネットワーク会議 >ケース会議
中野区	児童福祉主管部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議
杉並区	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務者会議 →地域別意見交換会を実施(3地域に分けて実施) ・個別事例検討会
豊島区	児童福祉主管部長級	>連絡会(代表者会議) >専門部会(実務者会議) >個別ケース検討会議・ 児相の定期連絡会
北区	児童福祉主管部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議
荒川区	児童福祉主管部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース会議 >虐待モニタリング会議
板橋区	児童福祉主管部長級	>代表者会議 >実務者会議(3分科会)→免達支援分科会、教育支援分科会・虐待防止分科会
練馬区	児童福祉主管部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース会議 >家庭子ども家庭支援ネットワーク会議 >個別ネットワーク会議
足立区	区長	>代表者会議 >地区連絡会議 >個別ケース会議 >虐待ケース進行管理会議
葛飾区	児童福祉主管部長級	>代表者会議 >実務者会議(3部会制)→援助調整会議 ・ニューアルバート部会
江戸川区	児童福祉主管部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース会議
八王子市	児童福祉主管部長級	>代表者会議 >実務者会議 >地域ブロック会議(5地域に分けて実施) >関係者会議
立川市	市長	>代表者会議 >実務者会議 >ブロック会議(6ブロックに分けて実施) >関係者会議
武蔵野市	児童福祉主管部長級	>ネットワーク会議 >実務者連絡会議 >個別ケース会議

第5回検討委員会資料(参考7)より

区市町村	会長	会員	協議会の構造
三鷹市	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >運営委員会 >個別ケース検討会議	
青梅市	児童福祉主管課長級 ※自治体首長の指名	>代表者会議 >実務者会議 >ケース検討会議	
府中市	児童福祉主管部長級	>代表者会議 >実務者会議(3部会と1分科会)→乳幼児会、児童・生徒会、全体会、児童虐待相談運行管理分科会(2つあり) >個別ケース検討会議	
昭島市	児童福祉主管部長級 ※自治体首長の指名	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
調布市	児童福祉主管部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース会議	
鶴田市	児童福祉主管担当部長級 ※自治体首長の指名	>代表者会議 >地域ネットワーク会議(5ネット・13ブロックごとに開催) >関係者会議	
小金井市	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
小平市	児童福祉主管部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
日野市	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >地域外会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
東村山市	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
国分寺市	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
国立市	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
福生市	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務担当者会議 >個別ケース検討会議	
柏江区	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務担当者会議 >個別ケース検討会議	
清瀬市	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
東久留米市	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
武藏村山市	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
多摩市	児童福祉主管担当部長級 ※委員会運営実行監督チーム(特定任職支援チーム) ・委員会運営実行監督チーム→運営予防チーム、特別支援チームと緊密連携<運営支援チーム> ・委員会運営実行監督チーム→運営予防チーム、特別支援チームと緊密連携<運営支援チーム> ・事前後連携<運営支援チーム>	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
福崎町	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
羽村市	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
あきる野市	児童福祉主管担当部長級 ※委員会運営以外	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
西東京市	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
瑞穂町	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
日の出町	※行政課以外	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
奥多摩町	自治体首長の指名	>代表者会議 >実務者会議(個別ケース会議含む)	
檜原村	自治体首長の指名	>代表者会議 >実務者会議(個別ケース会議含む)	
大島町	※自治体首長の指名 ※行政課以外	>代表者会議 >実務者会議 >個別ケース検討会議	
新島村	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務者会議(個別ケース会議含む)	
神津島村	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務者会議(個別ケース会議含む)	
八丈町	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務者会議(個別ケース会議含む)	
小笠原村	児童福祉主管担当部長級	>代表者会議 >実務者会議(個別ケース会議含む)	